



経営の散歩道

川中経営研究所
所長 川中清司

▼「もう我慢できません。勘当して親子の縁を切りたい」

ひとり息子が暴走族の仲間に入り、外泊が続いた。シンナーや非行が続き、ついに退学処分となった。

たしなめる母親に対しても、「うるせえな。おめえに関係ねえだろう」と歯をむいてなぐりつけると

いう。

相談にきた小木さんは憔悴してみるかげもない。夜も眠られず血圧が上がリ、心臓を悪くしてしまった。

▼この場合、かりに極道の息子を「勘当」したとしても、法律の上では相続人の縁は切れない。

旧民法の時代には、相続人としての資格を失わせる「廃嫡」の制度があつて、放蕩息子などを廃嫡した話がよくあつた。しかし今はその制度はない。

遺言で相続財産をカットしておくしか方法がない。

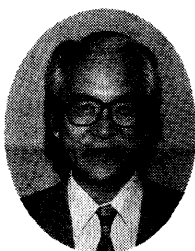
▼もっとも、子が親に暴力を重ねるなど、被相続人が相続人を虐待したり、ひどく侮辱を与え

たという場合は、家庭裁判所に

対して「相続人の廃除」を請求することはできるが、その程度が問題になる。

もちろん親殺しは相続人にならない。自分と同じ相続関係にある者を殺害しようとした者も、相続人にはなれない。

遺言に対する罰も厳しい。



第五十二回

相続税ノート

その三

しかも今は財産を中心とした相続制度となっている。

▼むかしの日本には、特に武家社会では長男が「家督」を相続する習わしがあり、その身分が認められていた。

いまでも長男のことを「惣領息子」とか「跡とり」などということが残っているように、親が家督と財産を長男にゆづつて隠居するという例はよくあつたようだ。

▼養子は養子に行った先と、実家の両方の相続権がある。

る。

▼相続税の計算をする場合に、養子ももちろん、一人当たり九五〇万円の資産の基礎控除が認められる。

ひと頃、この制度を利用して数人もの形だけの養子を作る事例が起きた。それを防ぐため、今では次のように制限されている。

被相続人に

・実子がいる場合は1人

・実子がいない場合は2人

また、配偶者の連れ子を養子にしたり、特別養子といって、実親の相続権のない養子は、実子とみなされる。

▼相続税の控除はうけられなくても、養子縁組みすることは自由だ。

たとえ跡のりの息子や娘でも、養子に行くのは本人の自由で、戸主の同意も生みの親の承諾もいらない。だが道義の世界はおのづから別の次元だ。

しかし未成年者を養子にするには家庭裁判所の許可がいる。尊族や年長者を養子にするこ

とは認められない。たとえば叔父や叔母の場合なら、仮りに年下でも養子にはできないわけだ。法律の世界にも道義が光っている。

遺言者を脅迫や詐欺して書かせたり、直させたりした者とか、遺言書を偽造したり、かくしたり破棄した、そういった者は相続人にはなれない。

▼生きているうちに、誰だれに相続させたいという相談もよくあるケースだ。

しかし結論から言えば「相続は死亡によって開始する」のが

民法八二二条にうたう大原則で、生前の相続はあり得ない。